一般社団法人
D2Cエキスパート協会
D2C EXPERT ASSOCIATION

薬機法広告検定
― Basicコース ―
2026年度　資格更新研修

講師：稲留 万希子（薬事法広告研究所）
監修：薬事法広告研究所

目次

＜ルール改正情報＞
機能性表示食品の制度改正に伴う広告表現の注意点

1. 機能性表示食品の自主基準の改正について

POINT1. 広告の推奨表示について

POINT2. 切り出し表現について

POINT3. システマティックレビューであることの明記について

POINT4. システマティックレビューの場合のグラフの説明について

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

ルール改正情報

機能性表示食品の制度改正に伴う広告表現の注意点

1：機能性表示食品の自主基準の改正について

2026年6月1日「機能性表示食品」適正広告自主基準第4版が公表

2026年9月1日施行のパッケージのルール変更に伴い
2025年6月30日には「機能性表示食品」適正広告自主基準（第3版）が公表。
更に2026年6月1日には第4版が公表され、より具体的になりました。
https://jaohfa.com/wp/wp-content/uploads/news/260601 %E3%80%8C%E6%A9%9F%E8%83%BD%E6%80%A7%E8%A1%A8%E7%A4%BA%E9%A3%9F%E5%93%81%E9%81%A9%E6%AD%A3%E5%BA%83%E5%91%8A%E8%87%AA%E4%B8%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96%E7%AC%AC4%E7%89%88%E3%80%8D%E5%85%AC%E8%A1%A8%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85%E4%B8%80%E5%BC%8F.pdf

その中で、特に注意が必要なポイントが4つありますので、
次ページからご案内します。

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT1. 広告の推奨表示について

＜第2版までの推奨表示＞
1)「機能性表示食品」である旨の表示
2)「届出表示」
3)「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」
4)「国の許可を受けたものではない」旨の表示
5)「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」

1)「機能性表示食品」である旨の表示
2)「機能性表示」
3)「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」
4)「国の許可を受けたものではない」旨の表示
5)「医薬品と異なり、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない」旨又は「医薬品ではない」旨の表示

パッケージのルールが2026年9月から変更になっているため、
今後はこちらの表示に合わせていくのが望ましい。

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT1. 広告の推奨表示について

・「国の許可を受けたものではない」旨の表示は、国が許可した商品と誤認させないために記載するものであり、「本品は、国による評価を受けたものではありません。」等と記載する。
加えて、「特定保健用食品とは異なる」旨、「届け出られた科学的根拠等の情報は消費者庁のウェブサイトで確認できる」旨を表示することが望ましい。（第3版から追加）

＜表示例＞
本品は、特定保健用食品と異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。届け出られた科学的根拠等の情報は消費者庁のウェブサイトで確認できます。

・「医薬品と異なり、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない」旨又は「医薬品ではない」旨の表示は、病者等が機能性表示食品を治療目的等で誤って摂取することがないように記載するものである。

＜表示例＞
・本品は医薬品ではありません。
・医薬品と異なり、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT2. 切り出し表現について

①機能性表示の一部を切り出して強調することで、医薬品的と誤認されるような効能効果の表現になる場合（認知機能、生活習慣病関連の領域等）

例）

×：機能性表示の内容が「血圧が高めの方の血圧を下げる機能」に対 し、「血圧が高めの方の血圧を下げる」と切り出して強調する場合など。

ただし、切り出して強調することで医薬品的と誤認されるような効能効果の表現となる場合、補完用語（サポート、助ける、役立つ、〇〇 感等）を付記することで回避することが出来る。

②機能性表示に補完用語（サポート、助ける、役立つ、〇〇感等）を医薬品的と誤認されるような効能効果の表現を回避する目的で使用しているにもかかわらず、補完用語を省いて切り出しを行う場合

例）

×：機能性表示の内容が「血圧が高めの方の血圧を下げることを助ける機能」に対し、「血圧が高めの方の血圧を下げる」と切り出して表示する場合など。

×：機能性表示の内容が「疲労感を軽減する機能」に対し、「疲労を軽減する機能」と切り出して表示する場合など。（第4版から追加）

「疲労感」と「疲労」の違いについて言及されていることから、書き分けに注意！

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT2. 切り出し表現について

③機能性表示に対象者や機能性を得られる条件が限定されるにも関わらず、過大な切り出し表現を行う場合

例）×：機能性表示における対象者のBMIが高めである、もしくは機能性が運動とともになど限定的な条件下で発揮されるにも関わらず、当該条件に言及せず切り出して強調する場合など。

④機能性表示の一部を強調することで、届出された機能性の範囲を逸脱する場合

例）

×：機能性表示の内容が「認知機能の一部である記憶力（日常生活で見聞きした言葉を覚え、思い出す力）を維持する機能」と限定されているにもかかわらず、「認知機能維持！」と表示する場合など。

×：機能性表示の内容のうち作用機序にあたる表示のみを切り出すもしくは強調することで、あたかも作用機序が科学的根拠に基づく機能性であるかのように表示する場合など。

例えば、機能性表示の内容が「体重の減少をサポートすることで、高めのBMIの改善に役立つ機能」のうち、作用機序である「体重の減少」の表示のみを切り出すもしくは強調する場合など。（第4版から追加）

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT2. 切り出し表現について

「体重の減少」については、医薬品的効果に当たるという理由から、機能性表示において作用機序と読めるような表示でないと受理されない。

例）
本品にはチャカサポニンが含まれます。チャカサポニンには、肥満気味な方の体脂肪、お腹の脂肪（内臓脂肪、皮下脂肪）、ウエスト周囲径、体重の減少をサポートすることで、高めのBMIを改善させる機能が報告されています。

※青文字部分は作用機序、赤文字部分は機能性として表示

＜NG例＞

チャカサポニンの5つの機能が報告
①体脂肪の減少
②お腹の脂肪（内臓脂肪・皮下脂肪）の減少
③ウエスト周囲径の減少
④体重の減少
⑤高めのBMIの改善
に役立つ！

作用機序と機能性が並列に書かれており、機能性の範囲を誤認させる。

＜OK例＞

チャカサポニンの嬉しい機能が報告
①体脂肪の減少
②お腹の脂肪（内臓脂肪・皮下脂肪）の減少
③ウエスト周囲径の減少
④体重の減少
をサポートすることで、
高めのBMIの改善に役立つ！

①～④は高めのBMIの改善を導く作用機序と読み取れる。

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT2. 切り出し表現について

こんなこと気になりませんか？



・体重が前より落ちにくいと感じる
・お腹がベルトに載っている
・ウエストまわりがきつくなってきた
・年齢とともに脂肪が増えたと感じる
・健康診断でBMIが高めと指摘された

そんな肥満気味の方の脂肪対策に！



お茶の花に含まれるチャカサポニンの
嬉しい機能が報告されています。

①体脂肪の減少
②お腹の脂肪（内臓脂肪・皮下脂肪）の減少
③ウエスト周囲径の減少
④体重の減少
をサポートすることで、高めのBMIの改善に役立つ！

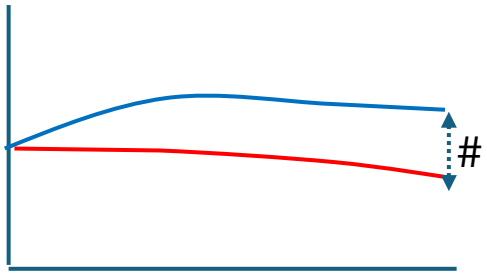
Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT2. 切り出し表現について

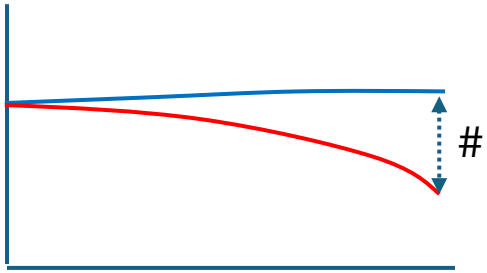
BMIの改善（機能性）までを明確に記載することで、各グラフの使用はOK

チャカサポニンで肥満気味な方の体脂肪、お腹の脂肪（内臓脂肪、皮下脂肪）、ウエスト周囲径、体重の減少をサポートすることで、高めのBMIを改善させる機能が報告

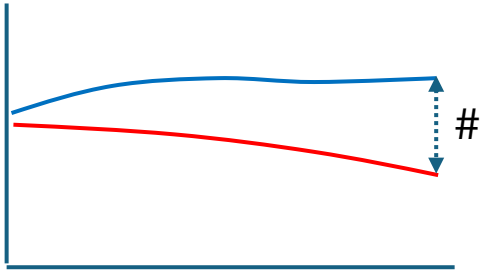
体脂肪の減少に



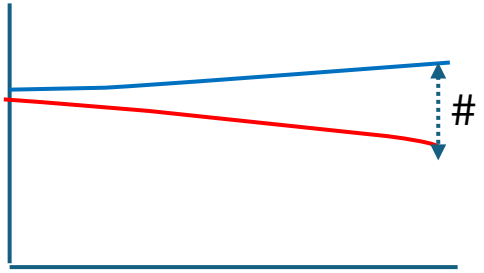
内臓脂肪の減少に



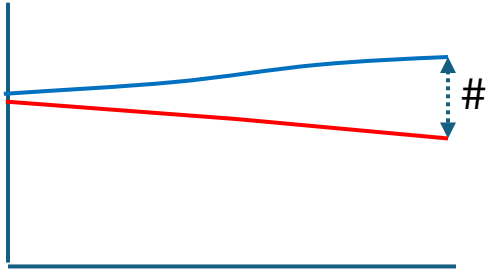
皮下脂肪の減少に



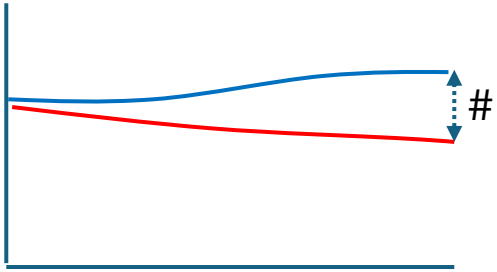
ウエスト周囲径の減少に



体重の減少に



BMIの減少に



プラセボ群

チャカサポニン摂取群

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT3. システマティックレビューであることの明記について

ⅱ)機能性表示の科学的根拠が機能性関与成分に関するシステマティックレビューの場合、以下の点が広告上視認性を持って表示されるよう留意する必要がある。

①訴求する機能性が機能性関与成分の機能であることを明示する。

②機能性表示の「報告されています」を省略して表示する場合は、システマティックレビューを根拠としていることを明示する。

⇒以前から記載があるが、パッケージのルール変更に伴い、より指摘を受けやすくなることが想定されるため注意。

＜表示例＞

成分〇〇は、高め血糖値を下げるのをサポート！

※成分〇〇の研究レビューによる

or

※機能性関与成分のシステマティックレビューによる

ⅲ)機能性表示の科学的根拠が最終製品を用いた臨床試験(ヒト試験) の場合であっても、届出食品に機能性関与成分が含有することによる機能であることが広告上視認性を持って表示されるよう留意する必要がある。

⇒以前から記載があるが、最終製品での臨床試験の場合、機能性関与成分を記載しなくても良いと誤解をしている方がいるため注意。

＜表示例＞

成分〇〇が配合された△△(商品名)には、高めの血糖値を下げる機能があります。

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT4. システマティックレビューの場合のグラフの説明について

(3)機能性表示の効果を示すデータ(グラフ等)の取扱いについて 消費者の正しい商品選択に資することを目的に、機能性表示を行った機能性を示すデータ(グラフ等)を広告に使用する場合は、効果の強調や、効果を保証するような表現にならないよう以下の点について十分注意すること。

1)臨床試験(ヒト試験)による届出の場合
①広告に使用するデータの出典(引用元の資料)は、届出資料として提出したものとすること。
②広告にデータを使用する場合は、必ずデータの出典を記載すること。
③広告にデータを使用する場合は、試験条件、摂取期間、対象者の属性等試験の概要を記載すること。
〈例〉 被験者数、年齢、性別、BMI(体脂肪関連の機能性表示食品の場合)、血圧 (血圧関連の機能性表示食品の場合)等。



Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.

POINT4. システマティックレビューの場合のグラフの説明について

2)システマティックレビューによる届出の場合 届出に使用した論文からデータ(グラフ等)を広告に使用する場合は、消費者が機能性表示の科学的根拠を正しく理解できるようにするとともに、その内容について消費者に誤認を与えないよう、十分な配慮が必要である。
また、広告表現上都合のよい特定のデータを強調して表現することにより、虚偽誇大広告となる可能性があるので十分に注意すること。

機能性関与成分に関するシステマティックレビューによる届出の場合、デー タ(グラフ等)の抽出に際しては、引用するグラフ・図が最終製品を用いた試験のデータであると誤認されないよう十分に配慮すること(成分或いは原料のデータであることの明記＊1)とともに、その選択理由＊2を明確に記載すること。それ以外の基準は、「1)臨床試験(ヒト試験)による届出の場合」と同様とする。

＊1.成分或いは原料のデータであることの明記例:「システマティックレビューの対象となった論文です。本製品を用いた臨床試験ではありません」「最終製品を用いた臨床試験のデータではなく、機能性関与成分のデータです」等 (第3版から追加)

＊2.選択理由例:「システマティックレビューの対象となった論文のうち、代表的な1報を事例として提示しています」等

Copyright(c) D2Cエキスパート協会 All rights reserved.